

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		高齢者能力開発研修センター目的外利用料の減免		
根拠例規及び条項		多治見市高齢者能力開発研修センターの設置及び管理に関する条例(平成 8 年条例第 4 号)第 14 条		
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 26 号)		
	基 準	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則第 3 条及び第 4 条に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 7 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				